

議案第59号

長与町介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年9月3日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために、保険者機能強化推進交付金が創設されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

長与町介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例

長与町介護給付費等準備基金条例（平成19年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、介護保険特別会計予算に定める。

第6条を次のように改める。

（処分）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、長与町介護保険特別会計予算に定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 介護給付及び予防給付に要する費用の財源に充てる場合
- (2) 介護保険事業特別会計における地域支援事業又は保健福祉事業の実施又は充実のための財源に充てる場合
- (3) その他介護保険事業に要する費用の財源に充てる場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。